

第九管区海上保安本部公示第18号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年4月7日

第九管区海上保安本部長

渡邊 保範

寺泊港の機器テスト

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所  
名 称 第九管区海上保安本部  
住 所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
区 域 寺泊港（付図に示すとおり）  
期 間 令和4年4月25日から6月10日までのうち5日間
- 3 水路測量の実施方法  
GNSSにより測位し、音響測深機による測深及び岸線測量を行う
- 4 航行船舶に対する安全措置  
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



